

令和2年5月26日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立名瀬中学校
校長 鈴木 拓哉

6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、**昨日、緊急事態宣言が解除されましたので、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開**します。本校でも感染拡大防止の措置を十分に取った上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

1 段階的な学校再開について

(1) 日程

★ 第一期（6月1日(月)～12日(金)）★

- ◎ 分散登校で実施 ※出席番号の奇数、偶数で分けて、半日程度の短時間授業を行います。
- ◎ 部活動等は実施しません。

★ 第二期（6月15日(月)～30日(火)）★

- ◎ 学級での全日授業を行います。45分授業の時間短縮で授業を行います。昼食が始まります。
- ◎ 部活動等は実施しません。

(2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- ・ こまめな換気の徹底
- ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ・ 近距離での会話や大声での発声への配慮
- ・ 飛沫飛散防止のためのマスク着用
- ・ 手洗い等の励行を指導

など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動をを行います。

2 登校形態・授業時間について

★ 第一期（6月1日(月)～12日(金)）★ 【分散登校】

- 感染予防のため、再開にあたっては、学級を2グループに分ける分散登校とします。
- グループごとの在校は半日程度を上限とします。
- 分散登校の仕方は、次のとおりとします。

- ・ 6月1日(月)～5日(金)・・・午前：奇数番号、午後：偶数番号 7組は 午前：1年 午後：2年
- ・ 6月8日(月)～12日(金)・・・午前：偶数番号、午後：奇数番号 7組は 午前：2年 午後：1年

【時 程】

時 程	午 前	午 後
登 校	8:15 ~ 8:40	12:35 ~ 13:00
学 活	8:40 ~ 8:50	13:00 ~ 13:10
1校時	8:55 ~ 9:25	13:15 ~ 13:45
2校時	9:30 ~ 10:00	13:50 ~ 14:20
3校時	10:10 ~ 10:40	14:30 ~ 15:00
4校時	10:45 ~ 11:15	15:05 ~ 15:35
学 活	11:20 ~ 11:25	15:40 ~ 15:45
下 校	11:35	15:55

※15:55~16:10:相談活動 ・希望者を対象に行います。

◎各クラスの時間割につきましては、【資料1】時間割 6月1日(月)~5日(金) をご覧ください。

★ 第二期（6月15日(月)~30日(火)）★

- ◎ 学級での全日授業を行います。45分授業の時間短縮で授業を行います。昼食が始まります。
- ◎ 午後に行われる特活、総合、道徳は30分で実施します。
- ◎ 帰り学活終了後~15:55:相談活動となります。
- ◎ 部活動等は実施しません。

3 持ち物等について

- ① 筆記用具、【資料1】時間割 6月1日(月)~12日(金)を参照し、時間割の教科で必要な教科書やノート等及び提出の記載のある課題等
- ② 【資料2】に記載の健康観察票・ハンカチ・ティッシュペーパー、各自で使用するごみ袋
※感染予防のため教室にごみ箱は設置しません。必ずごみ袋に入れて各自持ち帰りをお願いします。

4 昼食について

中学校の昼食（ハマ弁を含む）は、第二期の6月15日（月）から開始します。

5 生徒の健康状態の把握について

学校再開にあたり、生徒の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を登校時に持たせてください。

なお、登校後、生徒の発熱を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じますので、ご承知おきください。

6 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、生徒の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 第一期は個別支援学級（全学年）の生徒のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合、「緊急受入れ」を実施します。なお、緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。
- 7月以降の授業の実施や長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。